

盛岡南公園球技場照明設備整備事業

要求水準書

令和2年5月

盛岡市

<目次>

I	総則	1
1	要求水準書の位置付け	1
2	事業概要	1
(1)	事業の目的	1
(2)	業務の概要	1
(3)	業務の対象	2
(4)	履行期限	3
3	要求水準書の変更	3
4	適用基準等	3
(1)	関係する法令等	4
(2)	基準・指針等	4
II	要求水準	5
1	本事業に関する基本要件	5
(1)	事業実施体制	5
(2)	適切な工程・計画	5
(3)	円滑な競技運営に対する配慮	5
(4)	コスト削減に対する創意工夫	5
(5)	保守管理に対する配慮	5
(6)	照明設備の幅広い活用	5
(7)	環境や施設特性に対する配慮	5
(8)	整備費用	6
2	照明設備に係る要求水準	6
(1)	共通事項	6
(2)	照明設備に関する事項	6
(3)	照明塔に関する事項	7
(4)	電気設備に関する事項	7
3	実施設計業務に係る要求水準	9
(1)	業務内容	9
(2)	提出書類	9
4	工事施工業務に係る要求水準	11
(1)	業務内容	11
(2)	提出書類	13
5	工事監理業務に係る要求水準	15
(1)	業務の実施体制	15
(2)	監理業務範囲	15
(3)	提出書類	15
6	セルフモニタリングの実施	16
(1)	基本的考え方	16
(2)	セルフモニタリングの実施方法	16
III	リスク分担表	18
1	共通	18
2	実施設計, 工事施工, 工事監理	20
	【参考資料1】盛岡南公園球技場全体の直近1年間の電力契約等の状況	21
	【参考資料2】照明設備使用想定	21

◆用語の定義

市	盛岡市をいう。
本事業	盛岡南公園球技場照明設備整備事業をいう。
本施設	盛岡南公園球技場をいう。
本設備	本事業における事業区域内の設備などの全てをいう。
受注者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
要求水準書	盛岡南公園球技場照明設備整備事業要求水準書をいう。
実施要項	盛岡南公園球技場照明設備整備事業設計・施工者選定プロポーザル実施要項をいう。

I 総則

1 要求水準書の位置付け

要求水準書は、市が本事業を実施する受注者を募集及び選定するにあたり、応募者を対象に公表する「実施要項」と一体のものであることから、同要項と併せ内容を確認すること。

要求水準書は、本事業の遂行に関し、市が受注者に要求する業務水準を示すものであり、応募者が業務の内容に関して提案を行うにあたって具体的な指針となるものである。

なお、要求水準書に示す業務水準は、市が要求する業務の最低水準であり、この水準を上回る提案を妨げるものではない。また、技術提案においては、要求水準書等で具体的な内容が示されている部分であっても、示す水準と同様で、より効果的な提案があれば、市はその費用と効果の妥当性について検証し、適切に評価するものであり、本プロポーザルの目的に合致する効果的な提案を期待するものである。

2 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、プロサッカーチーム「いわてグルージャ盛岡」のホームスタジアムである盛岡南公園球技場（いわぎんスタジアム）のAグラウンドについて、Jリーグスタジアム基準を満たすとともに、多目的な施設利用やプロスポーツ開催時の演出など、交流人口の増加に寄与する照明設備等を整備することを目的とする。

(2) 業務の概要

本事業は、受注者が提案する提案内容に基づく実施設計を行った上で、照明設備整備工事を行うものである。

受注者は、前記の市の考え方を踏まえた上で、要求水準書に示す要求水準を満たす実施設計、工事施工、工事監理の各業務を行うこととする。

ア 業務の範囲

受注者が行う業務の範囲は次表のとおりとする。

業務	説明
実施設計業務	(ア) 施設の設計（実施設計） (イ) 照明設備整備に必要な各種調査 (ウ) 照明設備整備に必要な許認可及び計画通知等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き） (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

業務	説明
工事施工業務	(ア) 照明設備整備工事の施工 (イ) 近隣対策・対応 (ウ) 照明設備整備に必要な許認可及び計画通知等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き） (エ) その他これらを実施する上で必要な関連業務
工事監理業務	(ア) 工事の監理 (イ) 照明設備整備に必要な許認可及び計画通知等の手続き（関係機関との協議及び申請等の手続き） (ウ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 業務の構成

業務の構成は次のとおりとし、契約はそれぞれ締結する。

- (ア) 盛岡南公園球技場照明設備整備工事実施設計業務
- (イ) 盛岡南公園球技場照明設備整備工事施工業務
- (ウ) 盛岡南公園球技場照明設備整備工事監理業務

(3) 業務の対象

ア 敷地条件等

本施設の敷地条件等は次のとおりである。

項目	内容
所在地	盛岡市永井8地割65番地
敷地面積	47,000 m ²
用途地域	指定無（市街化調整区域）
防火指定	指定無
その他	総合公園
建ぺい率	60%
容積率	200%
工事期間中の施設利用	本施設は令和2年12月中旬まで利用する予定のため、照明設備整備工事は利用に支障のないよう行うものとする。

イ 現施設の概要

本施設の建築概要は次のとおりである。

項目	内容
施設名称	盛岡南公園球技場
竣工年	1999年（平成11年）
構造・階数	鉄骨鉄筋コンクリート造・地上3階建
建築面積	2,830.10 m ²
延床面積	5,989.19 m ²

(4) 履行期限

各業務の履行期限は次のとおりとする。

なお、本施設は令和2年12月中旬まで利用する予定のため、照明設備整備工事は利用に支障のないよう行うものとする。

ア 実施設計業務

令和2年8月10日までの期間。ただし、工事請負契約金額が1億5千万円未満の場合は、令和2年8月31日までの期間とする。

イ 工事施工業務

照明設備の点灯に必要な部分の工事は令和3年2月7日までに完成させることとし、それ以外の工事は令和3年3月7日までとする。

ウ 工事監理業務

令和3年3月7日までの期間で、上記イの完了時期と同日とする。

3 要求水準書の変更

市は、本事業の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更が必要となった場合には、要求水準の見直し及び変更を行うことがある。要求水準の変更に伴い、受注者が行う業務の内容に変更が生じるときは、必要な契約変更を行うものとする。

4 適用基準等

受注者は、次に示す諸法令等を遵守し、事項の円滑な進捗を図るとともに、各種基準・指針等についても、本事業の要求仕様と照らし適宜参考とすること。

なお、その対応は受注者の責任において行うこととし、本業務を実施するに当たり必要とされるその他の法令等（条例を含む）についても、すべて公募時点において最新のものを参照し、適用すること。

(1) 関係する法令等

- ア 建築基準法
- イ 景観法
- ウ 消防法
- エ 建築士法
- オ 建設業法
- カ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律
- キ その他関係法令及び条例

(2) 基準・指針等

- ア スタジアム標準【公益財団法人日本サッカー協会】
- イ Jリーグスタジアム基準〔2020年度用〕【公益社団法人日本プロサッカーリーグ】
- ウ スポーツ照明基準（JIS Z 9127）
- エ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）【国土交通省】
- オ 建築工事標準詳細図【国土交通省】
- カ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編，機械設備工事編）【国土交通省】
- キ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編，電気設備工事編，機械設備工事編）【国土交通省】
- ク 建築設備設計基準【国土交通省】
- ケ 建築工事監理指針【国土交通省】
- コ 電気設備工事監理指針【国土交通省】
- サ 機械設備工事監理指針【国土交通省】
- シ 公共建築工事積算基準【一般財団法人建築コスト管理システム研究所】
- ス 盛岡市建築工事等基準仕様書
- セ その他関連する基準・指針等

Ⅱ 要求水準

本事業に係る提案は、以下に掲げる各項目の内容を満たす工事を実施することとし、その具体的な工法等を提案し金額を算定すること。以下に掲げる項目以外については、実施すべきと考えられる項目の積極的な提案を求めるものである。

1 本事業に関する基本要件

(1) 事業実施体制

- ア 本事業の特殊性、専門性に対応した事業実施体制を構築すること。
- イ 市内企業の活用に十分配慮すること。

(2) 適切な工程・計画

- ア 設計・施工一括方式のメリットを生かした工期短縮に努め、履行期限までに完了できる具体的な計画とすること。
- イ 工事期間中の盛岡南公園球技場内各施設の使用に影響を与えないよう配慮をした工程とすること。

(3) 円滑な競技運営に対する配慮

- ア Jリーグスタジアム基準をはじめとしたサッカースタジアムに関する各種基準に配慮すること。
- イ J3スタジアムとしての機能の維持とともに、従来から開催されてきた各種大会・イベント等の運営に支障を来さないよう配慮すること。

(4) コスト削減に対する創意工夫

- 本要求水準書の内容を遵守しつつ、イニシャル・ランニングの両面からの総合的なコスト削減のための創意工夫をすること。

(5) 保守管理に対する配慮

- ア 日常的な利用の操作性はもちろん、維持管理・保守管理・故障時の対応などの容易性・迅速性・安定性に対する配慮をすること。
- イ 寒冷地等の立地特性を考慮した耐久性、耐候性、メンテナンス性等について配慮すること。

(6) 照明設備の幅広い活用

- 従来行われてきた大会・イベント等の賑わいをサポートするとともに、当該施設でこれまでにない魅力あるイベントの開催・誘致にも資するよう、幅広い利用を想定した創意工夫をすること。

(7) 環境等に対する配慮

- ア 地球環境はもとより、本市の気候風土などに十分に配慮すること。
- イ 敷地外に対する漏れ光、騒音、電波障害等の影響についてきめ細かく検討し、可能な限り

影響を低減する適切な対策を講じること。

(8) 整備費用

提案金額は、整備内容に対して妥当な金額であること。

2 照明設備に係る要求水準

(1) 共通事項

ア 高効率機器及び省エネルギー手法の採用により、エネルギーの節約を図ること。

イ イニシャル、ランニングの両コスト及び運用上の信頼性において、最も有利と考える方式を提案すること。

なお、既存の電力需給契約の変更や自家発電機の設置その他の電力供給方式等についても提案事項である。

ウ 日常的な利用の操作性はもちろん、維持管理、保守管理、故障時の対応などの容易性、迅速性、安定性に配慮した計画とすること。

エ 機器の不具合発生時は、代替機器や修理部品等を迅速に準備し、速やかに不具合を是正できるような計画とすること。

オ 防水性や耐候性はもちろん、立地特性を考慮し、耐積雪性等に配慮した計画とすること。

カ 配線は可能な限り既設の埋設配管を使用し、電線等の架空配線は行わない計画とすること。

キ 既存の建築物等の構造の変更はしないこと。

ク バックアップ電源への切り替え等により、停電時も最低3時間は平常時と同様に稼働できる計画とすること。

ケ 提案内容によって必要がある場合は、受変電設備、自家発電機、幹線設備、埋設配管等の改修又は増設、既存の電力需給契約の変更を行うこと。また、電力需給契約は、既存の契約の変更とし、新たな契約は行わないこと。

コ 事業スケジュールに支障がないよう、必要な各種許認可、届出等の手続を実施すること。また、市が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。

(2) 照明設備に関する事項

ア 使用する照明器具は、次の要件を満たすものとし、Jリーグディビジョン1のクラブライセンスを保有するクラブの公式戦が行われた競技場への納入実績があるメーカーの製品とする。

なお、当該実績がない場合は、公益財団法人日本サッカー協会が定める「スタジアム標準」におけるクラス1のスタジアムで採用できる水準であることを明示できる場合のみ導入可能とする。

(ア) 平均演色評価数 65以上

- (イ) 相関色温度 5,000K以上
- (ウ) 調光機能付き
- (エ) 光源寿命(光束維持率85%) 40,000時間以上
- イ ピッチ内の光環境は、次の要件を満たすこと。
 - (ア) 水平面照度は、ピッチ内を少なくとも10m×10mのグリッドに分割して測定したとき、いずれの場所でも1,500ルクス以上となること。
 - (イ) 均斉度(最小/平均)は、0.7以上とすること。
 - (ウ) グレア制限値は、ピッチ内を少なくとも10m×10mのグリッドに分割して測定したとき、いずれの場所でも50以下となること。
- ウ 照度は練習時、一般競技、公式競技、プロスポーツ競技等の幅広い利用種別に応じた照度の容易な切替えができること。
- エ プロスポーツやイベント等の開催時に多様な演出が可能なように計画すること。
- オ 照明の制御は、事務室では必ず操作できること。
- カ 選手及び関係者に不快なグレアが生じず、観客と周辺地域においても漏れ光やグレアが生じないよう十分配慮すること。
- キ -20℃～35℃の温度範囲において、問題なく動作すること。
- ク 照明塔からの落下防止対策を施すこと。
- ケ 構造計算により強度確認を行うこと。

(3) 照明塔に関する事項

- ア 照明塔の数は、原則として4基とすること。
- イ 設置位置は、スタジアム標準等の基準を参照し、適切に配置すること。
- ウ 基礎及び杭の設計に当たっては、必要に応じて地質調査を行うこと。
なお、技術提案に当たっては、別添地質調査報告書を参考として検討すること。
- エ 建築基準法等の関係法令に準拠した構造であること。
- オ 耐風速は、60m/secを満たすこと。
- カ 照明塔に雷保護設備として避雷針を設けること。

(4) 電気設備に関する事項

- ア 国内での導入実績等を踏まえた信頼性のある機器を選定すること。
- イ 設備の設置位置は、配電計画、騒音対策、施設の利用・維持管理、イニシャル・ランニング両コスト等を総合的に考慮した位置とすること。
- ウ 低騒音型機器の採用のほか、消音・防音ボックス、防音壁等の設置など、適切な騒音対策を講ずること。

- エ 設備周辺には，入り口の施錠が可能な保護柵を設置するなど，関係者以外が容易に立ち入ることができないための対策を講じること。
- オ 自家発電機は，照明設備の使用1回当たりの最長時間を5時間と想定し，受電設備との組み合わせ等により，これに十分対応可能な運転ができること。

3 実施設計業務に係る要求水準

(1) 業務内容

ア 業務の範囲

設計業務は、本設備を対象とし、その設計については、契約書、要求水準書等及び事業提案書に基づいて、受注者の責任において実施設計を行うものとする。また、受注者及び設計業務責任者は、特に、次の項目について注意し、履行すること。

- (ア) 設計業務の内容について、市と協議し、業務の目的を達成すること。また、その内容について、その都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認すること。業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。
- (イ) 詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。業務の遂行上必要な各種申請等の手続きを速やかに行うとともに、関係機関との協議内容を市に報告すること。また、必要に応じて各種許認可の書類の写しを本市に提出すること。
- (ウ) 設計業務着手前に業務期間中における手戻りが発生しないよう、事前調査を適切に実施し、市と十分協議すること。
- (エ) 図面、工事費内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、市の指示を受けること。また、図面は、工事ごとに順序良く整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (オ) 設計業務に当たり、諸官庁との調整業務全般を含む必要となる各種許可申請、届出等がある場合は、受注者の責任において、適切に実施すること。また、市に報告すること。
- (カ) 市が国・県ほか関連機関に対して行う報告業務等について協力すること。
- (キ) 市が開催する説明会等について協力すること。

イ 設計変更について

市は、必要があると認める場合、受注者に対して工期の変更を伴わず、かつ、受注者の技術提案を逸脱しない範囲で、当該施設の設計変更を要求することができる。その場合、大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するものとする。大幅な仕様変更により、受注者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費等）が発生した時は、市が当該費用を負担するものとする。一方、費用の減少が生じた時には、本事業の対価の支払額を減じるものとする。

(2) 提出書類（※建築設計業務委託契約約款による）

ア 設計計画書（着手前業務）

受注者は、設計業務着手前に設計計画書を作成し、次の書類とともに市に提出し、確認を受けること。

- (ア) 設計業務実施体制表

- (イ) 設計業務工程表
- (ウ) 設計業務責任者届（経歴書添付）
- (エ) 設計業務着手届

イ 設計業務に係る必要書類

受注者は、実施設計終了時に次の書類を提出すること。市は、内容を確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む。）を通知する。

提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、電子納品特記仕様書によるものとする。

- (ア) 設計図書（設計書，設計図，仕様書）
- (イ) 実施設計説明書
- (ウ) 工事実施工程表
- (エ) 設計計算書（設備・構造など）
- (オ) 各種諸官庁申請書類
- (カ) 打合せ記録
- (キ) 要求水準チェックリスト
- (ク) その他必要図書

4 工事施工業務に係る要求水準

(1) 業務内容

ア 基本的な考え方

- (ア) 契約書に定められた、本設備の整備履行のため、必要となる業務は、受注者の責任において実施すること。
- (イ) 受注者は、工事に当たって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障がないように受注者の責任において実施すること。
- (ロ) 工事（設計に起因するものを含む）に当たって、必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、原則受注者の責とする。ただし、受注者に起因する場合以外は、この限りではない。
- (ハ) 受注者は、着工に先立ち、近隣住民に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣に理解及び安全を確保すること。
- (ニ) 本要求水準書に記載がない事項についても、設置、使用上当然必要と推測される場合は、事業者の負担により完全に実施すること。

イ 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- (ア) 受注者は、着工に先立ち、市と施工計画について十分に協議を行い、工事に当たっては必要となる安全対策を講じること。
- (イ) 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参照して、適切な工事計画を策定すること。
- (ロ) 騒音、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞、その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- (ハ) 近隣への対応について、受注者は市に対して、事前、事後にその内容及び結果を報告すること。

ウ 着工前業務

(ア) 各種申請業務

建築確認申請等及び建築工事に伴う各種申請の手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要な場合には、各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。

(イ) 申請等にかかる負担金・手数料等の費用

申請等にかかる負担金・手数料等の費用については受注者にて負担すること。

(ロ) 近隣調査・準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等（周辺建物影響調査を含む）を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。また、近隣への説明等を実施し、工事時間、工事車両の出入及び工事工程等について十分な説明を行うこと。

エ 工事期間中業務

各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って、

施設の建設工事を実施すること。また、受注者は工事記録を常に整備すること。工事施工においては、市に対し、次の事項に留意すること。

- (ア) 受注者は、工事監理者を通じて、工事進捗状況を、市に月2回程度報告するほか、市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (イ) 受注者は、市と協議の上、必要に応じて、各種検査、試験及び中間検査を行うこと。
なお、検査・試験項目及び日程については、事前に市に連絡すること。
- (ウ) 市は、受注者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。
- (エ) 停電作業を伴う場合は、施設運営上支障をきたさないよう長期間停止することを避けるとともに、施設と協議の上、作業時間の調整を行い、実施すること。

オ 完成後業務

(ア) 受注者による自主検査

- a 受注者は、受注者の責任及び費用において、自主検査及び機器等の試運転を実施すること。
- b 自主検査及び機器等の試運転を実施する際は、その実施日を実施の7日前に、市に書面で通知すること。
- c 市は、受注者が実施する自主検査及び機器等の試運転に立ち会うことができるものとする。
- d 受注者は、自主検査及び機器等の試運転の結果について、試験結果報告書の写しを添えて市に報告すること。

(イ) Jリーグスタジアム検査の受検

- a 受注者は、市の完成検査に先立ち、株式会社いわてアスリートクラブが受検するJリーグスタジアム検査に立会うこと。
- b 上記検査の結果、改修又は補修が必要と認められる場合、市は、受注者に対して改修又は補修を求めることができるものとする。

(ウ) 市の完成検査等

市は、受注者による上記の自主検査及び機器等の試運転の終了後、当該設備について、次の方法により行われる完成検査を実施すること。

- a 市は、建設企業及び工事監理者の立会いの下で完成検査を実施する。
- b 完成検査は、市が確認した設計図書との照合により実施する。
- c 受注者は、機器等の取扱いに関して、市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。（取扱説明書、保証書等の提出）
- d 受注者は、市の行う完成検査の結果、要求水準に満たないものとして是正を求められた場合は、速やかにその内容について是正すること。

- e 受注者は、市による完成検査後、問題ない場合には、市から完成検査の通知を受けるものとする。

(2) 提出書類（※盛岡市工事請負契約約款による）

ア 施工計画書

受注者は、工事着手前に施工計画書を作成し、次の書類とともに市に提出して確認を受けること。

- (ア) 工事实施体制表 1部
- (イ) 工事着工届 1部
- (ウ) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書添付） 1部
- (エ) 工事記録写真撮影計画書 1部
- (オ) 仮設計画書 1部
- (カ) 詳細工程表 1部
- (キ) 主要機器一覧表 1部

イ 工事期間中業務に係る必要書類

受注者は、工事期間中に次の書類を作成すること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。

なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- (ア) 機器承諾書
- (イ) 主要機材一覧表
- (ウ) 工事工程表 1部
- (エ) 工事報告書 1部
- (オ) 工事監理報告書 1部
- (カ) 残土処分計画書 1部
- (キ) 産業廃棄物処分計画書 1部
- (ク) 再資源利用（促進）計画書 1部
- (ケ) 施工体制台帳 1部
- (コ) 工事担当者技術者台帳 1部
- (サ) 総合施工計画書 1部
- (シ) 主要工事施工計画書 1部
- (ス) 生コン配合計画書 1部
- (セ) 各種試験結果報告書 各1部
- (ソ) 各種出荷証明書 各1部
- (タ) 各種実施記録等（工事評定に係るもの）

災害防止協議会，店社パトロール，安全教育，訓練，品質管理，安全巡視KY・TBM
等，新規入場者教育，車両点検・運転記録 等

(フ) その他工事施工に必要な届出等

ウ 完成図書

受注者は，市による完成検査後に速やかに次の完工時提出物を提出すること。

(ア) 工事記録写真 2部

(イ) 完工図

(ロ) 建築：一式（製本図2部，原図1部，縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式）

(ハ) 電気設備：一式（製本図2部，原図1部，縮小版製本2部及び図面等が収録された電子媒体一式並びに取扱説明書1部）

(ニ) 完工写真 2部

5 工事監理業務に係る要求水準

(1) 業務の実施体制

- ア 工事監理業務については、参加資格要件に定める要件を満たしている工事監理者を選定し、監理業務責任者として配置すること。
- イ 監理業務責任者は、建築、電気設備などを統括した工事監理経験を有する一級建築士とすること。

(2) 監理業務範囲

- ア 工事監理者は、工事監理の状況を月2回程度、市に定期的に報告し、市の要請があった時には、随時報告を行うこと。
- イ 工事監理業務内容は、「工事管理業務委託契約約款」に示された業務とする。

(3) 提出書類

受注者は、建設工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに、市に提出して確認を受けること。

- ア 工事監理体制表 1部
- イ 工事監理者選任届（経歴書添付） 1部
- ウ 工事監理業務着手届 1部

6 セルフモニタリングの実施

(1) 基本的考え方

本事業は、仕様を詳細に定めた発注ではなく、要求水準書に基づく技術提案により工事内容等を定めるものであることから、事業の各段階において工事内容等を受注者及び発注者が面談による相互確認等を行いながら、事業を進める。

しかし、面談による相互確認の機会は回数に限りがあることから、要求水準書及び技術提案等に基づき実施する内容を、受注者自らがチェックしながら事業を進める「セルフモニタリング」の手法を取り入れ、事業の節目で受注者及び発注者が面談による相互確認等を行う。また、その結果に基づき必要に応じ業務プロセスを見直し、効果的な工事の実施につなげる。

(2) セルフモニタリングの実施方法

ア 要求水準、技術提案書の内容確認

設計開始前の準備段階において、要求水準書や提案書の中で、特に理念的な内容など、具体的な内容の確認が必要な要素について内容確認を行う。具体的には受注者及び発注者の双方の担当者間で要求水準書、技術提案書の読み合わせを行い、不明な事項について、協議、確認し、その結果については受注者が書面（協議報告書）に取りまとめること。

イ 要求水準チェックリストの作成

設計から建設までのモニタリングを行う共通様式として、設計・建設段階における要求水準等を網羅的にまとめた要求水準チェックリストにより、設計から工事までのモニタリングを行うこと。これを発注者と受注者の関係者の全てが共有し、各段階でチェック項目への対応状況を確認することで、最終的に全てのチェック項目が満足できた状態が完成の前提となる。

なお、要求水準チェックリストは、本事業の設計・施工者プロポーザルにおいて、要求水準の提案を確認するものとして使用すること。

ウ 設計協議

設計を進める中で、やむを得ず変更が必要となった場合は、変更内容が要求水準又は提案書を逸脱しない範囲で対応するものとし、変更を行った場合は、受注者がチェックリストへの記載及び書面（協議報告書）に取りまとめを行うこと。

エ 設計段階

設計図書の確認、承認は、設計内容が要求水準書や提案書を満たしていることの確認をもって行うこととし、要求水準チェックリストにより確認すること。

実施設計の完了時には、設計時に確定すべき内容がほぼ満足していることが重要となる。これを、建設業務に持ち越し、「現場合わせ」とすることもあり得るが、この項目が極力少なくなるよう努め、施工者と確認を行いながら設計完了まで進めるものとする。

オ 工事段階

工事期間中におけるモニタリングについては、基本的に設計の確認・モニタリングが完了しており、完成した設計図書どおりに適切に施工されることにより、契約内容等を満たすことから、主に工事監理者が監理した内容の報告を受け、市がその監理内容を確認する。この際、要求水準チェックリストについても、工事の監督に必要な書類として市に報告を行うこと。また、工事監理内容のうち、特に、建築物の安全性に深く関連する部分や、施工後に再確認が困難となる部分などについては工事が手戻りになることのないよう、工事監理方法について工事前に十分に協議、調整すること。

このほか、市の技術担当者等が現場にて工事状況を確認する際には、現場事務所に備え付けられている監理日報等の記録類も併せて確認し、報告内容との整合性が図られていることを確認することができるものとする。

なお、設計段階と同様に、工事期間中に変更する必要がある場合においては、変更内容が要求水準又は提案書を逸脱しない範囲とすることを基本とし、変更を行った場合は、チェックリストへの記載や文書による確認を行うものとする。

カ 完成確認

完成確認は、要求水準等に規定されている性能が満足しているかを総合的に確認するためのものであり、設備の完成検査の内容を含めた設計・工事業務の履行確認を行うこと。また、業務の履行については、設計・建設業務のチェックリストが全て満足されていれば履行の蓋然性が確保されるため、チェックリストの完了を確認するとともに、設計図書どおりに設備が整備されていることを確認すること。

Ⅲ リスク分担表

本事業で想定されるリスク及び発注者と受注者のリスク分担は、次表を基本とするが、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、市と受注者が協議の上、決定するものとする。

【定義】発注者：盛岡市

受注者：実施設計業務、工事施工業務及び工事監理業務を行う事業者

照明設備：本事業にて設置するすべての機器等を示す。

1 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
実施要項（要求水準書を除く。）	実施要項等の記載事項の誤り又は変更に係るリスク	○	
要求水準書	要求水準書の変更に伴うリスク	○	
	事業者が要求水準書を満たせないリスク（ただし、前記要求水準書の変更がなされた場合を除く。）		○
応募	応募費用の負担に関するリスク		○
実施設計、工事施工、工事監理契約	発注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合又は延期の場合のリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合のリスク		○
金利変動	金利変動のリスク		○
物価変動	物価、労務費変動のリスク（変動の程度により協議）	○	○
法令の変更	本事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は改正に伴う発注者による大幅な仕様等の変更に係るリスク	○	
	本事業に直接関連する法令（税制度を除く。）の新設又は改正に伴う上記以外の変更に係るリスク		○
税制度の変更	受注者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		○
	消費税率の変更、新たな税項目の設定など、上記以外の税制度の変更に係るリスク	○	○
許認可取得	発注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		○

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
住民対応	発注者が行う業務，又は発注者の責めに帰すべき事由による住民運動，訴訟等のリスク	○	
	受注者が行う業務，又は事業者の責めに帰すべき事由による住民運動，訴訟等のリスク		○
環境問題 ※騒音，振動，大気汚染，水質汚濁，臭気等	発注者が行う業務又は発注者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク	○	
	事業者が行う業務又は事業者の責めに帰すべき事由による環境問題に係るリスク		○
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		○
自然災害等	自然災害，暴動，騒乱等のうち，発注者及び受注者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的事象によるリスク	○	
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		○

2 実施設計, 工事施工, 工事監理

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	事業者
測量, 調査	発注者が実施した測量, 調査に誤りがあったことに起因するリスク (参考として提示する図書については, 対象外とする。)	○	
	受注者が実施した測量, 調査に誤りがあったことに起因するリスク		○
用地瑕疵	計画用地の瑕疵によるリスク	○	
設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		○
設備損傷	発注者の責めに帰すべき事由による設置工事中の照明設備及び既設施設の損傷に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による設置工事中の照明設備及び既設施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による設置工事中の照明設備及び既設施設の損傷に係るリスク		○
工事費増大	発注者の責めに帰すべき事由による照明設備の設置費用増大に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による照明設備の設置費用増大に係るリスク		○
工期遅延	発注者の責めに帰すべき事由による照明設備の設置工期遅延に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による照明設備の設置工期遅延に係るリスク		○
供用遅延	発注者の責めに帰すべき事由により, 照明設備供用開始が遅延するリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由により, 照明設備供用開始が遅延するリスク		○
機器	受注者が調達する機器に関するもの		○

【参考資料 1】盛岡南公園球技場全体の直近 1 年間の電力契約等の状況

[高圧受電] 業務用電力 500kW未満

請求年月	契約電力 (kWh)	最大需要電力 (kW)	使用量 (kWh)
2019年 3 月	77	64	7,628
2019年 4 月	77	50	7,295
2019年 5 月	77	46	7,468
2019年 6 月	77	44	7,725
2019年 7 月	77	64	(夏季) 8,941
2019年 8 月	102	102	(夏季) 10,205
2019年 9 月	102	54	(夏季) 7,092
2019年10月	102	43	7,221
2019年11月	102	64	8,836
2019年12月	102	69	7,116
2020年 1 月	102	42	6,509
2020年 2 月	102	29	6,202

※ 既存の電力需給契約の変更や自家発電機の設置その他の照明設備に係る電力供給方策についての検討の参考にしてください。

なお、照明を使用した分の電気料金（電力量料金）は、施設の利用料金として施設使用者が実費を負担する想定です。

【参考資料 2】照明設備使用想定

1 Jリーグ公式戦

- (1) 使用頻度 1シーズンにつき5, 6試合（6月～9月）
- (2) 使用時間 17時から22時までの5時間使用

2 その他の使用

- (1) その他大会, イベント
- (2) 夜間の一般利用 等